

発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範

協同組合 丸和林材

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づき、木質バイオマスについて「森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス(輸入されたものを除く。)(以下「間伐材等由来の木質バイオマス」という。))それぞれの区分ごとに調達価格等が定められました。

この区分の下で、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマスについて適切な識別・証明が行われるとともに、利用に関しても配慮が求められています。

このようなことを踏まえ、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、発電の燃料としての間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマスが、円滑に秩序をもって供給されるよう、発電燃料となる「間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマス」木材の生産者でもあり、これらを原料とするチップ等の供給及びこれらに関連する事業を担っている「協同組合 丸和林材」組合員が、その証明に取り組むに当たっての自主行動規範を制定し、ここに公表します。

また、令和4年度以降のFIT・FIP認定案件(1,000kW以上)については、ライフサイクルGHGの基準が適用される場所、発電事業者によるGHGの算定に必要な情報が適切に収集・管理・伝達されるよう、国内で発生する木質バイオマスの供給者が取り組むべき事項についても併せて定めるものとします。

1. 間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの証明のための事業者の認定

林野庁が公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に示した業界団体の評価・認定を得て行う証明方法(団体認定方式)の下に「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、「協同組合 丸和林材」の組合員事業者の認定を行い、間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスであることが証明された発電利用に供される木質バイオマスの供給を行います。

また、国内木質バイオマスを使用した発電案件のライフサイクルGHGの算定に必要な情報の収集・管理・伝達の取組についても、会員事業者の申請に基づき認定を行うものとします。

2. 情報の公開

「協同組合 丸和林材」は、本行動規範に基づく取組状況の概要を公表します。

3. 森林の再生とその生産物の適切な活用による木質バイオマスの発電利用の促進

「協同組合 丸和林材」は、発電利用に供される木質バイオマスの生産や供給にあたって、森林の再生とその生産物の適切な活用に配慮しながらこれらを推進していきます。

以上